

駐車監視員活動ガイドライン

令和8年4月1日施行

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
昭和通り(勝田駅東口～消防署西交差点)	駅周辺終日

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
県道豊岡佐和停車場線(勝倉交差点～勝田駅入口交差点～外野跨線橋東交差点)	バス運行時間帯 7時～9時 17時～19時

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
勝田駅を中心とする元町の一部、東石川1丁目の一部、勝田中央の一部、勝田泉町の一部、石川町の一部、表町の一部及びその周辺	バス運行時間帯 7時～9時 17時～19時

◎ 重点地域

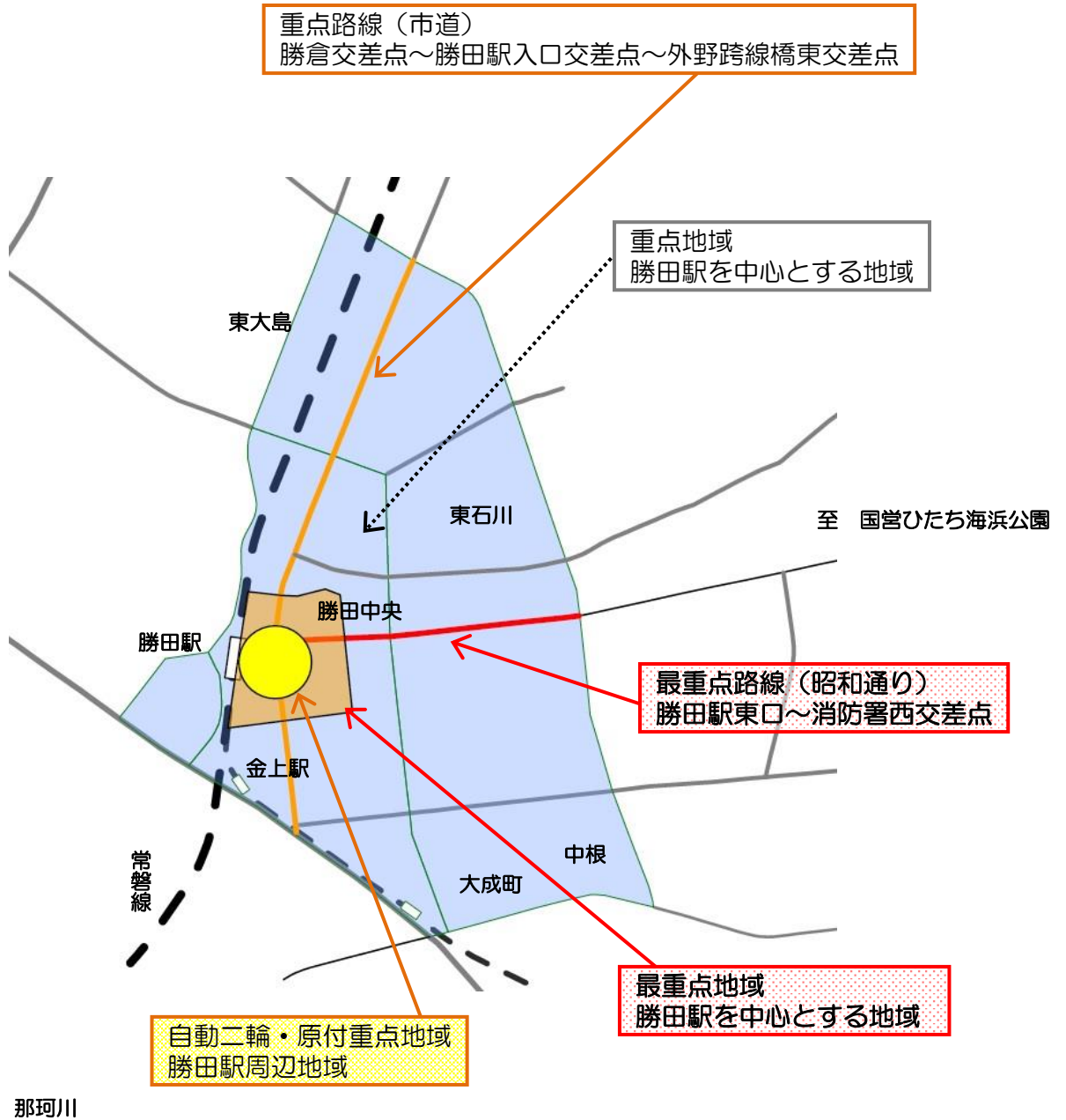
地域	重点時間帯
勝田駅を中心とする西光地1丁目、東石川の一部、外野1～2丁目、堂端1丁目、西大島2丁目、東大島1～4丁目、西大島1丁目の一部、堀口の一部、共栄町、東石川1～3丁目、中根の一部、武田の一部、元町、笹野町1丁目、勝田本町、勝田中央、勝田泉町、表町、石川町、長堀町1～3丁目、春日町、青葉町、勝倉、大成町、小砂町1丁目、大平1丁目、同4丁目の一部及びその周辺地域	小・中学校周辺 (登下校時間帯) 10時～18時

自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
勝田駅周辺	終日

茨城県ひたちなか警察署

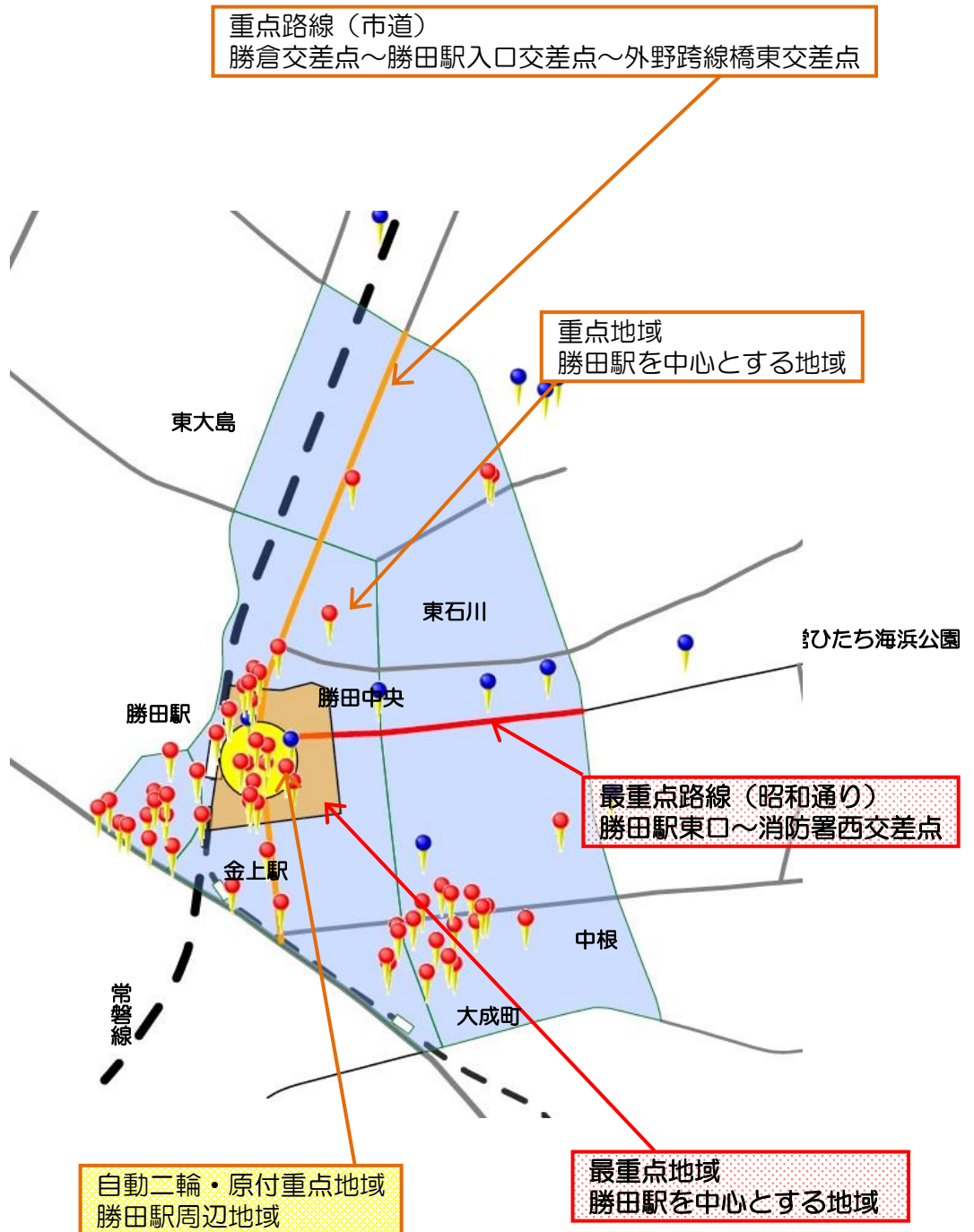
駐車監視員活動エリア地図



茨城県ひたちなか警察署

駐車監視員活動ガイドライン確認標章取付状況

令和7年中、駐車監視員及び警察官等がガイドラインに基づいて行った確認標章の取付状況を公表します。



茨城県ひたちなか警察署